

豊橋市と愛知大学との連携・協力に関する協定書

豊橋市と愛知大学とは、相互の人的・知的資源の交流と物的資源の活用を図り、多様な分野で協力していくための協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は豊橋市と愛知大学とが包括的な連携・協力のもと、まちづくり、生涯学習、文化、福祉、産業振興などの多様な分野で相互に連携・協力し、地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 豊橋市と愛知大学は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 地域のまちづくりの推進
- (2) 生涯学習、文化、福祉の向上、スポーツ、健康づくりの振興
- (3) 地域産業の振興
- (4) 人材の育成
- (5) 持続可能な社会、多文化共生社会の構築
- (6) その他必要と認める事項

(期間)

第3条 この協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定書の有効期間満了の2か月前までに、豊橋市と愛知大学のいずれからも改廃の申し入れがない場合には、自動的に更新される。

(その他)

第4条 この協定に定めるもののほか、連携・協力の具体的事項及び成果の利用条件等必要な事項については、豊橋市と愛知大学が協議して別に定めるものとする。

本協定書は2通作成し、豊橋市と愛知大学がそれぞれ1通を保有する。

平成17年 7月11日

豊橋市長
早川 勝



早川 勝

愛知大学長
武田 信照



武田 信照